

路沿いの倒れる危険性がある立木について事前に伐採するようお願いをしました。県や村では道路に倒れた木については、緊急措置として撤去作業を村職員や地元業者に依頼し倒木を撤去していますが、通常、立木には所有権があり、村有地以外の立木は村では伐採することができませんので、道路を管理する上で道路交通等に支障の恐れがある立木の伐採についてお願いの文書を発送しました。その文書により、地元で地権者と協議し、道路沿いの立木について伐採して道路交通を保全しようと活動をしている地区も出てきています。今後も地元住民や地権者の理解を得ながら、倒木による支障を最小限に抑制できるように努めています。

### ③孤立状態発生時の対応について

**答弁** 昨年の大雪は、一部地域では数日に渡り道路が閉ざされ、孤立状態となりました。また、台風等による大雨で道路が決壊し、孤立した家も過去にはありました。昨年の大雪に限らず、最も優先したことは人命に関する事で、家族、関係者より情報をいただき、早急に対応しなければならぬ方を優先し、対処するものでした。本村は山間地域に生活する人が多くおり、

なおかつ近年高齢化が進行しているため、災害時でも連絡が取れる体制を確保することが非常に重要と考えます。また、各家庭においても非常時に対応するため、食料の備蓄を勧めます。今後も異常気象等による災害に備え、個人情報を的確に把握し、個別に対処していくことが求められています。なお、決められた日時に通院する必要のある方には早めの避難を呼びかけたいと考えます。

## 第2土曜日玄関を開きます

平成27年4月から6月までの3ヶ月間試験的に、第2土曜日の午前8時30分から正午の間に限り、役場の玄関を開け、日直が2人体制となります。**なお、個別事由でご来庁の際は、前日の午後5時までに担当者にご連絡ください。**

問合せ ☎82-1226 (総務課)

☎82-1221 (代表)

空き家バンク  
助成金  
を交付します

# 空き家を有効活用しませんか？

若者の定住化を促進し、空き家バンクの利活用を図るため、東秩父村へ移住する若年層の世帯に対し、村では空き家バンク助成金を交付します。

空き家バンク助成金には、子育て助成金、空き家リフォーム工事助成金の2種類があります。2種類の助成金を併用することもできます。

### ★助成金対象事業

#### (1) 子育て助成金

空き家バンクを利用して東秩父村に移住し、子育てを行う方に助成金が交付されます。

#### (2) 空き家リフォーム工事助成金

村外からの移住者が利用する空き家に修理が必要な場合、子育て世帯等に限り、リフォームの助成が受けられます。空き家所有者からの申請も可能です。

### ★助成金対象者

#### (1) 子育て助成金

申請日において、中学生以下の子どもがいる世帯の世帯主であること等。

#### (2) 空き家リフォーム工事助成金

共に満45歳未満の夫婦、中学生以下の子どもがいること等。

※詳しくは、産業建設課までお問合せください。

### ★補助率

(1) 子育て助成金 一律20万円(1回限り)。

(2) 空き家リフォーム工事助成金 総額20万円以上(対象となる経費のみ)の工事で、総額の2分の1に相当する額。上限は30万円。

●問合せ 産業建設課 ☎82-1222

### 「空き家バンク」登録から助成金の利用までの流れ

